一般社団法人日本腎臓病薬物療法学会代議員選出規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本腎臓病薬物療法学会(以下「本学会」という)定款第5条第 3項に基づき代議員の選出を公正かつ円滑に行うことを目的として定める。

(代議員の総数)

第2条 本学会の代議員は正会員による選挙により選出し、選出する代議員の定数は選挙する年の 8月31日における正会員数の5%(端数切り上げ)を上限として、代議員候補者調整委員会に おいて定める。

(選挙管理委員会の設置及び構成)

- 第3条 第1条の目的を達成するため、代議員選挙管理委員会(以下「選挙管理委員会」という) を設置する。
- 2 選挙管理委員会の委員は、理事会が指定する5名以内の正会員をもって構成する。
- 3 選挙管理委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 選挙管理委員会の委員長は、委員の互選によって決定する。
- 5 選挙管理委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数にて決する。可否同数のときは、 委員長が決し、委員長は当初の表決に加わらない。
- 6 選挙管理委員会は、書面または電磁的記録(いわゆるメール等)により決議を行うことができる。表決の可否は、前項に準じて決し、結果は、委員長より各委員に通知する。

(代議員候補者調整委員会の設置及び構成)

- 第4条 第1条の目的を達成するため、代議員候補者調整委員会(以下「候補者調整委員会」という)を設置する。
- 2 候補者調整委員会の委員(以下「候補者調整委員」という)は、12名以内とし、次の各号に 定める役員、委員により構成する。
 - ①理事長の指名する候補者調整委員会担当理事を1名とする。
 - ②専門委員を合計3名とし、次のとおり割り当てる。
 - (イ) 病院勤務代表専門委員 1名
 - (口) 薬局勤務代表専門委員 1名
 - (ハ) 大学勤務代表専門委員 1名
 - ③地区委員を8名以内とし、次のとおり割り当てる。
 - (イ) 北海道・東北・関東地区 2名以内
 - (ロ) 近畿・中部地区 2名以内
 - (ハ) 中国・四国地区 2名以内
 - (二) 九州・沖縄地区 2名以内

- 3 前項の専門委員及び地区委員は、正会員の中から理事会の議を経て、理事長が委嘱する。
- 4 候補者調整委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 5 候補者調整委員会の委員長は、候補者調整委員の互選によって決定する。
- 6 候補者調整委員会の決議は、候補者調整委員の過半数が出席し、その過半数にて決する。可否 同数のときは、委員長が決し、委員長は当初の表決に加わらない。
- 7 候補者調整委員会は、書面または電磁的記録(いわゆるメール等)により決議を行うことができる。表決の可否は、前項に準じて決し、結果は、委員長より各委員に通知する。

(選挙管理委員会の職務)

第5条 選挙管理委員会は、代議員選挙の実施及び必要な事務を行い、選挙結果を理事会及び正会 員に報告する。

(選挙告示と通知)

第6条 選挙管理委員会は、投票による選挙における投票期間の初日の14日前までに、次に掲げる事項を書面または電磁的記録(いわゆるメールまたはホームページ掲載等)などの方法で公示し、正会員に通知する。

- (1) 選挙する代議員の定数
- (2) 選挙期間及び投票方法
- (3) 立候補の届出期間
- (4) その他必要と認めた事項

(候補者調整委員会の職務)

第7条 候補者調整委員会は代議員の定数の決定、候補者の調整及び決定に関する事務を行う。

(候補者調整委員会による候補者の調整等)

第8条 候補者調整委員会は、代議員が専門分野や地区に応じて公平に選出されるべく、立候補する候補者において各所属専門分野別及び各所属地区別の候補者の数が、現任の各所属専門分野別及び各所属地区別の代議員数の120パーセント(ただし、現任代議員数が5名以下の場合は200パーセント)を超えるときは、候補者調整委員会において各所属専門分野別及び所属地区別の候補者の数を調整し、選挙する候補者を決定する。

なお、各所属専門分野及び各所属地区の区分けは次のとおりとする。

①所属専門分野

- (イ)病院勤務所属薬剤師
- (ロ) 薬局勤務所属薬剤師
- (ハ) 大学勤務所属薬剤師
- (二) 医師、その他

②所属地区

- (イ) 北海道・東北・関東地区
- (口) 近畿・中部地区
- (ハ) 中国・四国地区

(二) 九州•沖縄地区

第2章 選挙権及び被選挙権

(選挙権を有する者)

第9条 選挙権を有する者は、選挙の告示日現在において正会員資格を有する者にして、会費を完 納している者とする。

(被選挙権を有する者)

- 第10条 被選挙権を有する者は、次の要件をすべて満たしている者とする。
 - (1)選挙の告示日現在において、3会計年度以上連続して本会の正会員資格を有する者にして会費を完納している者であること。
 - (2) 過去5年間に、腎臓病や血液浄化療法に関する学会発表が2件以上あり、かつ本学会での発表が1件以上あること。(筆頭演者、共同演者を問わない)

(立候補の届け出)

- 第11条 代議員選挙に立候補する者は、所定の方法により選挙管理委員会が指定する日までに届け 出なければならない。
- 2 新規に立候補しようとする場合は、現任代議員2名の推薦を得て、所定の立候補届出書を選挙 管理委員会に届け出る。ただし、現任の代議員が次期代議員選挙に立候補する場合は推薦人を要 しない。
- 3 1名の代議員が推薦可能な候補者は、一選挙につき2名以内とする。

(選挙する候補者の決定)

- 第12条 選挙管理委員会は、立候補者が確定したときは、速やかに候補者調整委員会に選挙する候補者の決定を求めなければならない。
- 2 候補者調整委員会は、立候補者が第8条に定める所属専門分野及び所属地区ごとの増加率を超える場合には、立候補者を調整し、選挙する候補者を決定する。ただし、第8条に定める増加率を超えない場合には、立候補者全員を選挙する候補者として決定する。
- 3 候補者調整委員会は、選挙する候補者を決定したときは、速やかに当該結果を選挙管理委員会 に通知する。

第3章 投票

(選挙の方法)

- 第13条 投票による選挙は、郵送による書面投票またはインターネットを介したオンライン投票の 方法により行う。
- 2 選挙管理委員会は立候補者の資格を確認したのち、次の事項を記載した立候補者名簿を作成し、

投票期間の初日の14日前までに書面または電磁的記録(いわゆるメールまたはホームページ掲載等)にて公示し、投票用紙を正会員に通知する。

- (1) 候補者氏名
- (2) 勤務先
- (3) 本学会の役員の別
- (4) 現任、新規の別
- (5) 入会年度
- 3 選挙管理委員会は立候補者が代議員定数内の場合は、選挙を行うことなく当選人を決定することができる。

(投票の方法)

第14条 投票は一人10票以内とし、無記名連記で行う。

第4章 開票

(立会人)

- 第15条 開票に際して立会人を置く。
- 2 立会人は、開票及び得票数集計結果の確認を行う。

(開票及び投票の判定)

第16条 開票及び得票数集計作業は選挙管理委員会が行い、投票の有効及び無効については選挙管理委員会が決定する。

第5章 代議員の決定

(選挙選出代議員の決定)

- 第17条 代議員は、候補者の中から有効得票数が多い者の順に定数までの候補者を当選とする。
- 2 前項の結果、定数最後の候補者に有効得票数が同数の候補者が複数人存在するときは、選挙管理委員会による抽選をもって順位を決定する。
- 3 選挙管理委員会は、当選者を理事会及び正会員に通知することとする。

第6章 補 則

(規程の変更及び廃止)

第18条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

(細則等)

第19条 定款及び本規程に定めるもののほか、代議員の選出について必要な事項は理事会の決議により別に定める。

附則

- 1 本規程は、平成27年11月1日から施行する。
- 2 本規程施行後初めての代議員選挙については、第8条に規定する「現任の各所属専門分野別及び各所属地区別の代議員数」として、次の員数を基準とする。

①所属専門分野

(1)	病院勤務所属薬剤師	46名
(口)	薬局勤務所属薬剤師	3名
(\nearrow)	大学勤務所属薬剤師	9名
(二)	医師、その他	3名

②所属地区

3////(禹地区			
(1)	北海道・東北・関東地区	19名	
(口)	近畿・中部地区	16名	
(>\)	中国・四国地区	12名	
(二)	九州•沖縄地区	14名	